



島根県報

平成21年1月16日（金）

第2,051号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

換地計画書の縦覧（5件）	（農 村 整 備 課）	2
換地処分（2件）	（ " ）	3
土地改良事業計画書の縦覧	（ " ）	4
県営土地改良事業の工事の完了	（ " ）	4
保安林の指定の解除	（森 林 整 備 課）	4
解除予定保安林（3件）	（ " ）	5
保安林予定森林	（ " ）	6
指定漁船調書の縦覧	（水 産 課）	6
土地収用法の規定に基づく事業の認定	（用 地 対 策 課）	7

【公 告】

開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	8
---------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステムの購入に係る一般競争入札の実施	（教 育 施 設 課）	9
--	-------------	---

告 示

島根県告示第16号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う江津地区羽代工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
 - 2 縦覧の期間
平成21年 1月16日から21日間
 - 3 縦覧の場所
江津市役所
-

島根県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う江津地区金田工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書
 - 2 縦覧の期間
平成21年 1月16日から21日間
 - 3 縦覧の場所
江津市役所
-

島根県告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う江津地区高田大峠工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 縦覧に供する書類の名称
-

換地計画書

2 縦覧の期間

平成21年 1月16日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う江津地区市村工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成21年 1月16日から21日間

3 縦覧の場所

江津市役所

島根県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う益美（匹見）地区澄川工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成21年 1月16日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第21号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年 1月 6日付けで県営土地改良事業に係る江津地区上下河戸工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年 1月16日

島根県告示第22号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成21年1月6日付けで県営土地改良事業に係る江津地区千田跡市工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成21年1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第23号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第1項の規定により、次の者から三条資格者施行土地改良事業の施行について認可の申請があり、同条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画及び規約を適当と決定したから、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧場所
出雲市所原町178番地 所原桜上地区区画整理事業 成相喜代一外14名共同施行	所原桜上地区区画整理事業 (非補助土地改良事業)	土地改良事業計画書の写し 規約の写し	告示の日から 21日間	出雲市役所

島根県告示第24号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	完了年月日
宇賀荘地区 区画整理事業（県営農業生産法人等育成緊急整備事業）	平成20年11月7日
宇賀荘第一地区 用排水施設事業（県営排水対策特別事業）	平成20年3月25日
宇賀荘第二地区 用排水施設事業（県営排水対策特別事業）	平成20年3月25日

島根県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市弥栄町田野原752-4、755-4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 解除の理由
道路用地とするため
-

島根県告示第26号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町阿須那3012-4、3013-2から3013-4まで、3015-7から3015-10まで、3016-4、3016-5、3017-3から3017-5まで
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
農道用地とするため
-

島根県告示第27号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
邑智郡邑南町阿須那3017-2、3017-6
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第28号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除予定保安林の所在場所
大田市仁摩町天河内字飯田982-2
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 解除の理由
指定理由の消滅
-

島根県告示第29号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

安来市伯太町西母里832、848、2034、2042

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第30号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるとの事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

隠岐郡隠岐の島町中村1542-4 石田正治

〃 那久30-1 池田英昭

〃 南方541 吉田昌作

(2) 加入区

隠岐の島加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

漁業協同組合 J F しまね

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

告示の日から15日間

(2) 縦覧場所

漁業協同組合 J F しまね

島根県告示第31号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

上塩冶築山古墳駐車場等整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市上塩冶町字大井田地内

(2) 使用の部分

島根県出雲市上塩冶町字大井田地内

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「上塩冶築山古墳駐車場等整備事業」（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、同市土地開発公社が自己資金により用地取得をするに当たり、次年度以降その用地を同市が再取得するための債務負担行為を設定しており、同市議会の承認を得ていることから、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 「国指定史跡上塩冶築山古墳」（以下、「築山古墳」という。）は、古墳時代後期の出雲地域を代表する遺跡で、大正13年12月には、現在の「文化財保護法（昭和25年法律第214号）」の旧法にあたる「史蹟名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号、昭和25年廃止）」第1条第1項により、国の史跡に指定され、以来今日まで全国の考古学ファンや歴史研究家など多くの人々から関心が寄せられている。

しかし、築山古墳へのアクセス道路は、車がすれ違うのも困難な幅のもので、しかも現地は、住宅密集地の中にあり、個人所有地を借用して普通車2台程度の駐車スペースしか確保できないのが実態である。したがって、大型バスはもちろん、普通乗用車利用の見学者も台数によっては駐車、見学が困難な現状にある。

また、築山古墳石室の開口部（入口）が南側に位置する関係上、見学者は築山古墳所有者宅と隣家の庭先の間を縫うようにして通り抜けなければならない、見学者には大変分かりづらく、見学者が誤って見学路以外の畑耕作地の中を無断通行し、個人の庭先に迷い込むことも多く、見学者と周辺住民とのトラブルも絶えない状況である。

このような問題を解決するため、都市計画道路今市古志線（東西線）からすぐに進入できる駐車場を確保することに併せ、駐車場から築山古墳石室までの最短距離に見学路を整備することによって見学者にも分かりやすいものとし、さらに個人所有地へ見学者が迷い込まないようフェンスを整備することで、周辺住民の不安と不満を解消するなど、本件事業の施行による公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地内には特別に保全すべき動植物は見られず、また、文化財については、本件事業によって遺構等を破壊することがないよう、文化財保護法第94条及び第99条の手続きに基づ

き適切に発掘調査を実施するなど、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、平成10年3月に策定した「古代出雲王国の里計画」に基づくものであり、全国の先例となるような遺跡等の整備とアクセス道路等環境整備を行い、文化財を広く情報提供し、その活用を推進していこうとするものである。本件事業の実施により、新たに供用開始される都市計画道路今市古志線から大型バスが直接進入できる駐車場の整備等を行い、見学者の利便向上を図ることができる。

併せて、現在見学者が、見学路ではない個人所有の畑耕作地内等を通行するなど周辺住民に不安等を抱かせている現状を鑑みると、境界にフェンスを設置することによって見学者と周辺住民とのトラブルや不安を解消するため、本件事業を早期に施行する必要が認められる。

なお、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要な最小限の範囲内であると認められる。

さらに収用の範囲は恒久的に利用する起業地の範囲内にあり、合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所文化企画部文化財課

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 1月16日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 開発区域

安来市切川町字内代1298番2、1299番1

安来市切川町字内代1298番1の一部

面積 2,032.12平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

安来市切川町1268番地

大櫃吉範

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成21年 1月16日

島根県教育委員会教育長 藤 原 義 光

1 入札に付する事項**(1) 件名及び数量**

島根県立情報科学高等学校マルチメディアシステム 一式

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成21年 3月30日（月）

(4) 納入場所

島根県安来市能義町310 島根県立情報科学高等学校

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定による入札参加の認定を受け、入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「文具・事務用機器類」中分類「情報処理機器」に記載されている者であること。

(4) 本公告に示した物品の納入が十分に可能であるとともに、システム及びソフトウェア等の使用方法のサポートや、障害発生時及び部品取替に速やかに対応できる者であること。

(5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の指名競争入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、契約を交わす場所及び問合せ先

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階

島根県教育庁教育施設課（電話0852-22-5416）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

平成21年 1月16日から平成21年 2月3日までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載するので、閲覧（ダウンロード）を希望する者は、本公告掲載のホームページの「入札説明書閲覧申請書」に必要事項を記入・押印の上、ファクシミリで上記の部局へ送付すること。

(3) 入札書の提出期限等

ア 日時 平成21年 2月25日（水）午前10時まで（郵便入札にあっては平成21年 2月25日（水）午前9時必着）

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室（郵便入札にあつては、本公告3(1)の場所）

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成21年2月25日（水）午前10時から

イ 場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁分庁舎2階 教育委員室

4 その他

(1) 契約の手續に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もつた契約金額の100分の5以上を入札の開始までに納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した事前提出書類を本公告3(1)の場所に平成21年2月10日（火）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書の作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be supplied:

Details: A complete set of computer systems

Desired Date of Delivery: 30 March 2009

Place of Delivery:

Shimane Prefectural Johokagaku High School

310 Nogityou, Yasugi-shi, Shimane-ken

(2) Deadline for Tender:

10:00 a.m. 25 February 2009

(Applications by mail must arrive at the Office above by 9:00 a.m. 25 February 2009)

(3) Please tender all information to:

C/O Educational Facility Division, Secretariat of Board of Education of Shimane Prefecture

1 Tonomachi, Matsue-shi, Shimane-ken, 690-8502

Telephone:0852-22-5416